

あなたとつながる長崎のまち

ながまきのふくし

9

2023

vol.26

特集

令和4年度 実態把握調査からみる 長崎県内の成年後見制度 に関する状況

社会福祉法人の地域貢献
… 5

カネマツコラム
寄付御礼
新会長あいさつ
… 6

総合福祉センターリニューアル
… 7



6月11日(県南会場)と25日(県北会場)、
ふくしの仕事就職フェアが開催されました。
県南会場では、実際に業務へ従事している
「介護のしごと魅力伝道師」によるトーク
イベントが行われ、終了後、魅力伝道師へ
質問に向かう求職者の姿も。両会場合わ
せて、75法人、約200名の求職者が参加し、
大きなマッチングの機会となりました。

welなが ホームページ



発行：社会福祉法人長崎県社会福祉協議会
この広報誌は共同募金の配分を受けて発行しています

長崎県社協ホームページで
記事関連情報をご覧ください



長崎県内の成年後見制度に関する状況

知的障がいや精神障がい、認知症などで、自分らしく暮らせないまま助けを求めづらい人、権利が侵害されていても気付きづらい人がいます。「成年後見制度」とは、知的障がい・精神障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。長崎県社会福祉協議会では、令和4年度に長崎県内の成年後見制度に関する実態把握調査を行いました。そこで明らかになった状況や課題、今後の動きについて解説します。

成年後見制度を取り巻く動向と調査実施の経緯

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。翌平成29年3月、全国各地に住んでいても制度を利用できる地域体制の構築と、制度利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備することを進める、「成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という）」が策定され、国を挙げて関連施策の取り組み推進が始まりました。令和4年3月には、第二期基本計画が策定され、現在は計画期間の2年目を迎えています。

長崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、県内の成年後見制度に関する潜在的ニーズを見える化し、今後の予測されるニーズに

対応できる成年後見制度実施体制整備等の必要性について考えるため、令和4年12月から令和5年3月の間、県内の高齢・障がい福祉事業所と入院施設のある精神科病院、成年後見人等受任専門職団体等を対象に、実態把握調査を実施しました。

調査結果の報告
詳細はこちら



県内の成年後見制度に関する潜在的ニーズ

県内1,361か所の高齢・障がい福祉事業所と入院施設のある精神科病院を対象に、権利擁護要支援者（以下、「要支援者」という。）について調査を行った結果、462か所（回

答率34%）より回答が得られ、**県内の要支援者は、把握できたものだけでも17,299人に上ることが明らかになりました。**

この要支援者の内、支障が生じている事由として最も多く回答があったのは、「預貯金の管理や金融機関の手続きが難しい」で、8,585人と全体の約50%を占める割合となっています。

また、要支援者の年齢内訳は70代以上が全体の76%となっており、一方で主要な障がい等類型は認知症等が68%、知的・精神障がい者等が29%となっています。この結果より、70代以上の知的・精神障がい者等要支援者が一定数いることが推測され、**知的・精神障がい者においても高齢化が進んできていることが分かります。**（図1・図2）

さらに、要支援者の月平均収入額をみると、全体の48%が月12万円未満の非課税世帯であり、この方たちが成年後見制度を利用する場合には、申立て費用や後見人報酬等、公的助成支援が必要となることが予想されます。

こうした状況にある要支援者の内、**既に成年後見制度を利用しているまたは利用に向けて準備・検討を進めている人数を調査したところ、わずか686人と全体の4%に満たない結果でした。**

一方で、要支援者の内、「頼れる親族がない又は親族はいるが協力を得ることが困難である」人数は2,986人と全体の約17%となっており、**既に利用しているまたは利用に向けて準備・検討を進めている人数と、成年後見制度利用の必要性がある方の人数は、大きく乖離していることが分かります。**

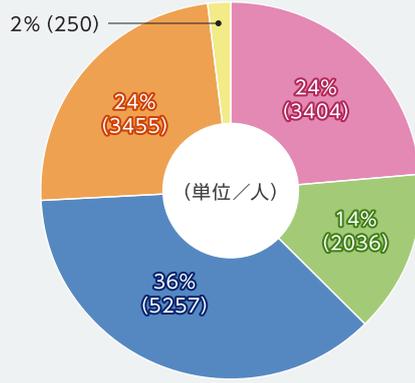
このことについて、成年後見制度の利用に向けた準備・検討を行わない理由を調査したところ、最も多かった回答は、「本人が必要性を認めない（感じていない）」であり、関係者による本人への制度説明や、**本人から理解を得ることの難しさ**が、**制度利用が進まない大きな要因**になって

いることが分かりました。

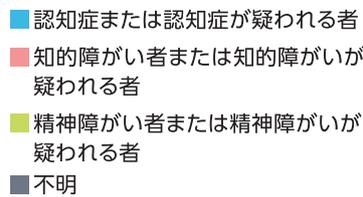
一方で、入所型施設や入院型精神科に対し、身元引受人が不在の場合の対応について調査を行ったところ、最も多かった回答は、「成年後見人等の同意があれば入所・入院可能」であり、身元引受人不在時の入所・入院に、成年後見制度利用は有効であり、必要とされることが分かりました。

また、入所型施設や入院型精神科に対しては、施設や病院で通帳等預かりをせざるを得ない方の人数についても調査を行ったところ、2,124人と回答があり、その内、通帳等預かりに関する契約を交わしている人数は約80%、さらにその内、契約が能力的に成立する人数は約50%であることが分かりました。

〈図1〉
権利擁護要支援者の
年齢内訳



〈図2〉
権利擁護要支援者の主要な
障がい等類型



県内の成年後見制度 受任体制の状況

令和3年度末における県内の専門職等担い手の配置状況は〈図3〉(次頁)のとおりとなっており、**専門職の担い手については、地域偏在がみられます**。法曹士業の専門職や、独立型社会福祉士等は主となる仕事の関係上、市街地に事務所が多く、専門職担い手の地域偏在は全国的にもみられる課題です。

近年、こういった専門職担い手の地域偏在や体制不足から、**社会福祉協議会による法人後見事業の実施や、市民後見人の養成といった社会貢献型の担い手の育成が積極的に取り組まれています**。

県社協では、社会福祉協議会による法人後見事業の推進支援は平成24年度から、市民後見人の養成支援については、令和元年度から取り組んでいます。

令和3年度末においては、県内10か所の社会福祉協議会が法人後見事業を実施、また、7市2町で市民後見人の養成に向けた取り組みが始まっています。この取り組みは、令和4年度以降も実施数が伸びています。今回調査に協力いただいた事業所等に対し市民後見人の認知等につ

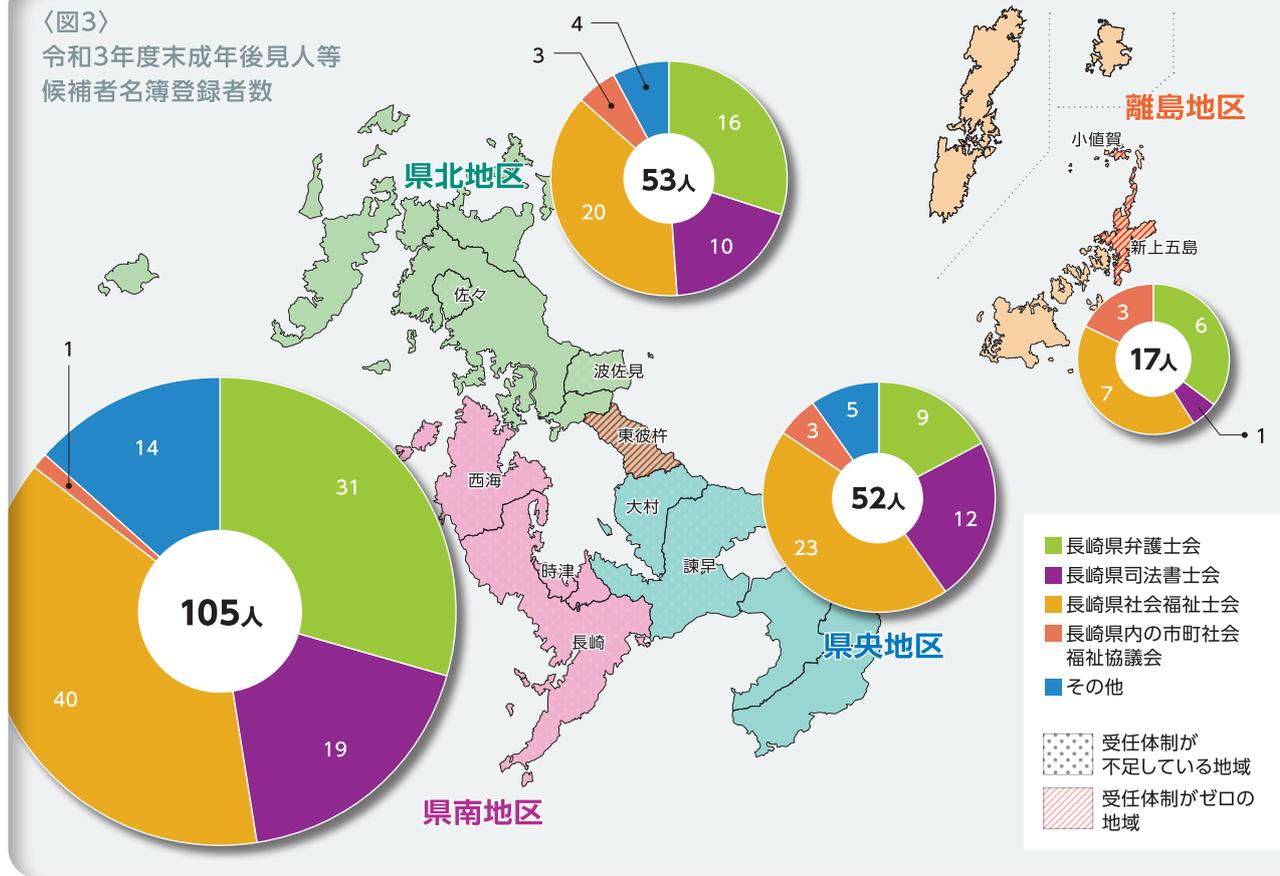
いて調査を行ったところ、67%が知っている、回答があったものの、市民後見人の活用については、59%が分からないと回答しており、まだまだ市民後見人についての理解は福祉等関係者の間でも十分になされていないことが分かりました。

今後はこういった社会貢献型後見等について、担い手の育成支援を行いつつ、広報・啓発にも力を入れて行っていく必要があります。

今後の県社協による 成年後見制度利用促進支援

国は、**中核機関(権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関)**について、令和6年度末までに**全地域で整備されること**をめざしています。令和4年10月1日現在の長崎県内の中核機関設置状況は、21市町中10市町(47.6%)にとどまっています。〈図4〉(次頁)〈

〈図3〉
令和3年度末成年後見人等
候補者名簿登録者数



認知症等要支援者の日常生活・財産管理を社会全体で支え合う仕組みの構築は超高齢社会の喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。

県社協は、今後も引き続き社会貢献型後見人等担い手の育成支援や広報・啓発を推進しながら、市町における中核機関の設置や機能強化についても一助となるよう努めていきたいと考えます。

〈図4〉 中核機関の整備状況 (全国)

令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取り組み状況調査(速報値)より



全国社会福祉協議会 成年後見制度利用促進ニュースレター第32号より転載
(厚生労働省「令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査(速報値)より」)

不要な羽毛ふとんはありませんか？

東洋羽毛が無料でお引取りします。

東洋羽毛は、不要羽毛ふとんの引取りを通じて、SDGs(持続可能な開発目標)の活動に取り組んでいます。

引取り詳細▶



- お近くの営業所または二次元コードからお申込みください。
- 引取り可能なふとんの種類は「羽毛ふとん」です。掛けふとん・敷きふとん・まくら等の羽毛製品のみです。
- リサイクル羽毛として活用できないものや羽毛ふとん以外は引取りできません。
- 東洋羽毛以外の羽毛ふとんも引取り可能です。

TUK Link Project



東洋羽毛九州販売株式会社 長崎営業所
〒856-0046 長崎県大村市木場2-200-1 ☎0120-104-203

社会福祉法人の 地域貢献

第13回

社会福祉法人は、福祉サービスの利用者だけでなく、地域に暮らす人びとの「生きる」を支えています。社会福祉事業にとどまらない、地域のニーズに応える取り組みを紹介します。

社会福祉法人 長和会

社会福祉法人南島原市社会福祉協議会と一緒に有家町新切地区6自治会の65歳以上の高齢者を対象にした買い物支援バスを運行しています。



「出かける楽しみ」でもあるお買い物バス

令和2年8月にスタートしたこの取組の概要や事業に取り組むことになったきっかけ、地域住民の声などについて、社会福祉法人長和会特別養護老人ホーム有宝荘の長池施設長にお話を伺いました。

● 取組の概要

デイサービスの送迎車の空き時間を利用して、第1、3火曜日、第1〜4木曜日に買い物支援バスを運行しています。イオン有家店・Aコープ有家店で約2時間の買い物時間を確保してご自宅近くから店舗まで送りするルートで運行しています。

● 取り組むきっかけと狙い

社会福祉法人長和会は、昭和55年に長崎県から認可をいただき、40年以上地域の方々に支えられながら特別養護老人ホーム有宝荘を運営してきました。

昨今では、社会福祉法人の地域貢献活動の必要性が求められる中、「地元へ貢献したい」、「地域のニーズに沿った活動をしたい」と考えていたところ、南島原市社会福祉協議会様から令和元年12月末に「地域住民の生活を支えていた地域の商店が閉店となり、買い物支援のニーズが高まっている。買い物支援バスを運行できないか」という提案を受け、取り組むことになりました。

● 地域住民の声

当初の説明会での声

「50年以上前にこの新切地区に嫁いできました。これからも家族や友人とここで一緒に暮らししていきたいと考えているので、バスの運行は本当にありがたいです。」

「買い物支援は、本当にこの地域に必要だから、多くの方にぜひ利用していただきたいです。」

現在、買い物支援バスを利用されている方の声

「子供も親戚も近くに住んでいないので、外出できること、買い物に連れて行ってもらえることがとても嬉しいです。」(80代男性)

「バスの中では、お買い物商品の話や世間話で盛り上がり、出かけるのが楽しみになりました。買い物支援バスをきっかけに生活の中に楽しみが増えました。」(70代女性)

● 関わっている職員の想い、これからの展望

この買い物支援は、バスを利用できるようにするため一人暮らしの方や高齢夫婦を車に乗せてバスの停留所まで連れて来てくださる住民（民生委員・児童委員）もいらっしやうて、地域での助け合いが実現した取り組みとなりました。

今回のように、高齢者が地域の中で生きがいを持って暮らしていけるようにコーディネートしていくことが社会福祉法人の役割の一つだと思っています。近くにこの施設（法人）があつて良かったと思っていただけに、今後も社会貢献のあり方を考えていきたいと思えます。

関連情報はこちらから
社会福祉法人 長和会
ホームページ



カネマツコラム

カネマツ先生が、福祉現場や福祉の教育現場、地域での支援に携わる中で得た、ふとした気づき、を、現役職員のみなさんにコラムでおすそ分けします。

第5回 自分がされて嫌な事は、他者にしてはいけない

昭 和43年に発行された佐古純一郎さんの「無くてならぬもの」に「自分が他人からされて悲しいこと、つらいこと、迷惑なことは、他人にしてはならないのだ」また、「自分が大切なように、人様も大切なのです」という一文があります。私は、全く同感です。

時代は過ぎ、介護が専門性を持つ職業として認められました。自分と他の人の感じ方や価値観は複雑で、自分と他者の感じ方は同じではありません。まして、福祉業界は多数の外国人を必要としています。職種も多様です。

施設職員の多くは、認知症やALSや難治性てんかん症候群、自閉症として過ごした経験がありません。このような実体験がない職員が当事者のケアをしているのです。私は、多くの日本人が学習過程や成長過程で体験・経験することを、知的または身体的重症度の如何に関わらず、入所者にも体験する機会を提供したいと思いました。稲を刈り、

収穫した米を食べる経験もしました。ボウリング場に自閉症の方と行きました。ピンがはじける音、大音量の音楽や突然の場内アナウンスに自閉症のQさんはパニックになりました。本人には想像できない恐ろしい空間だったのでしょう。

私達は、急ぎマイクロバスに彼を避難させ、静かな場所でも落ち着きを取り戻しました。私達が好きなことが彼には耐えられない苦痛だったのです。

経験とは学習である。支援の個性をしっかりと意識したい。本人の意思決定支援が如何に重要なことが、改めて学習し直します。



イラスト：コバヤシアンナ



金松敏信(かねまつとしのぶ)一障害児者施設で指導員として30年勤務した後、2015年まで長崎女子短期大学教授として学生を指導。現在、長崎介護実践研究所代表として福祉に関わる人々を支える活動を行っている。

寄付御礼

ありがとうございます



皆様からの寄付金及び寄付物品は、長崎県社協の事業活動を推進するうえで大きな支えとなっています。

●長崎県職員互助会様

問

長崎県社協総務企画課
☎095・846・8600

新会長 あいさつ

濱本 磨毅穂

このたび、6月22日付をもちまして長崎県社会福祉協議会会長に就任いたしました。

昨今、多発する災害時における被災された方々の支援体制の確立や社会問題化している福祉・介護人材不足への対応をはじめ、本会が取り組むべき課題は山積しております。

このような時期に、会長という重責に就き、身の引き締まる思いでありますが、関係機関・団体の皆様と連携して、地域福祉の推進に尽力してまいりたいと存じますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。



オンライン型でも集合型でも、より使いやすく、より便利に

長崎県総合福祉センター リニューアルオープン

令和5年6月1日、長崎県総合福祉センターの貸会議室は、地域福祉活動のための場として、より使いやすく、より便利に活用いただくために「ホール・ルーム」としてリニューアルオープンしました。

大中小5室のホール・ルームを、機能とサービスを充実させてご用意しています。直接顔を合わせる「集合型」はもちろん、「オンライン型」の講演会・研修会・会合等でもご利用もできますので、幅広い用途にご利用ください。

なお、長崎県社会福祉協議会会員（個人賛助会員は除く）と本総合福祉センター内に事務所を置く福祉団体のみなさまの利用については、「民間の各種社会福祉活動を推進する団体及び福祉活動を支援する団体」として割引価格での利用ができます。利用者登録をお済ませいただいた後、お問い合わせください。

新しいセンターが、みなさんの多様な集いのお手伝いができるよう、今後もサービスを充実させていきたいと考えています。ぜひ、ご利用ください。

長崎県総合福祉センター
ホール・ルーム
のご予約はこちら



ポイント 4 みんなにやさしい設備

1階には「授乳室」や「みんなのトイレ」を新設。AED機器も設置しています。誰もが安心して利用できる施設として、機能を充実しています。



ポイント 2 全室にWi-Fi環境設置

全室で、有線及び無線のWi-Fiが利用できます。

ポイント 3 大ホールはLED調光と大型スクリーン完備

前方に大型スクリーンも新設し、大人数のセミナー等でも効果的なプレゼンテーションができます。

ポイント 1 トイレを全面改装

清潔感と落ち着きのある空間へリフォーム。数も増やし、スムーズに利用できます。各階の女性トイレには、パウダーコーナーも設置し、混雑緩和のための工夫をしました。



自動車共済 MAP

(任意保険)

福祉にかかわる皆様だけのお得な割引制度

共済制度のメリット

- 非営利の共済制度
- 節約型のお得な掛金
- 早くて親切な事故処理
- 他保険会社等からの切替でも安心
- ノンフリート等級(無事故割引等)、フリート優良割引などはそのまま引き継げます。

1 福祉車両割引 3%

- 消費税非課税措置の対象となる福祉車両の契約の場合。

2 障害者割引 10%

- ご本人(記名被共済者)、配偶者、同居のご親族のどなたかが障害者の認定を受けているご家庭の契約の場合。

3 福祉施設割引 10%

- 社会福祉施設が所有・使用する自動車の契約の場合。

4 福祉施設職員割引 5%

- 社会福祉施設に勤務する役員・従業員の契約の場合。



長崎県火災共済協同組合

長崎市桜町4-1 商工会館8F
TEL095-822-9695

あなたのお困りごとに寄り添います。

高齢者・障がい者の方々の法律トラブルから、福祉介護事業所の予防法務まで、誠実に迅速かつ的確に対応いたします

【取扱業務】

- 遺言 ● 遺産分割 ● 離婚 ● 成年後見 ● B型肝炎訴訟
- 刑事事件 ● 福祉介護事業所の顧問業務
- その他高齢者障害者に関わる法律问题 etc.

弁護士・社会福祉士・
精神保健福祉士
伊藤 岳(長崎県弁護士会所属)



崎陽合同法律事務所

TEL 095-827-3535
長崎市賑町5番21号パークサイドトラヤビル401
<https://www.kiyou-houritsu.com/>

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料(1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		初日から補償
地震・噴火・津波による死傷	×	○	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	550円

商品パンフレットは
こちらから



(ふくしの保険
ホームページ)

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

<引受幹事
保険会社> 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ22-12223より抜粋して作成)

